

平成 19 年 6 月 11 日

各 位

会 社 名	株式会社 USEN
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 宇 野 康 秀 (コード番号: 4842 ヘラクレス)
問 合 せ 先	取 締 役 管 理 本 部 長 紺 屋 勝 成
電 話 番 号	(03 6823 7015)

株式会社 BMB 株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、株式会社 BMB (コード番号: 9841 JASDAQ 以下「BMB」又は「対象者」といいます。)の普通株式及び新株予約権を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしました。

当社は、本日現在、BMBの発行済株式総数の約46.07%を保有し、BMBを連結子会社としておりますが、今般、BMBを完全子会社化することを目的として、BMBの発行済株式の全て(当社が既に保有しているBMB株式及びBMBの保有する自己株式を除きます。以下同じです。)の取得を目指した公開買付けを実施いたします。

BMBは、業務用通信カラオケの企画・開発・MIDIデータ作成・機器販売・機器賃貸・楽曲データの配信・保守に至るまでを一貫して行い、加えて直営によるカラオケルームの運営を行っており、当社グループのカラオケ事業の中核となって事業運営しております。当社は、カラオケ事業を当社の戦略的事業と位置づけ、BMBの筆頭株主としてBMBの運営をサポートしてまいりましたが、BMBを完全子会社化し、当社グループのネットワークとノウハウ、リソースを従来以上に共有しながら活用していくことが最善と判断しました。同時に、BMBを完全子会社とすることにより、当社グループ内の資金効率を高めるとともに、一体的な財務戦略を実施することが可能になります。

一方、BMBは、本日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、決議に参加した取締役3名全員一致で、本公開買付けの諸条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、同社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っております。

なお、BMBはジャスダック証券取引所に上場していますが、本公開買付けの結果によっては、BMBの株式は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、BMBの株式は本完全子会社化が行われる場合には、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、BMBの株式はジャスダック証券取引所において取引ができなくなります。

詳細を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付けによる完全子会社化の目的

当社は、本日現在、BMBの発行済株式総数の約46.07%を保有し、BMBを連結子会社としておりますが、今般、BMBを完全子会社化することを目的として、BMBの発行済株式の全て(当社が既に保有しているBMB株式及びBMBの保有する自己株式を除きます。以下同じです。)の取得を目指した公開買付けを実施いたします。

BMBは平成12年10月に、株式会社有線ブロードネットワークス(現株式会社USEN、当社。以下同じです。)と業務及び資本の提携を行い、当社よりカラオケ事業の営業譲渡を受けました。その後、カラオケ市場での更なるシェア拡大を目的とし、平成15年6月に株式会社有線ブロードネットワークスよりカラオケ機器の販売及び楽曲配信事業の一部を譲り受け、更に平成15年8月にカラオケルーム運営事業をBMBの連結子会社である株式会社ユーズ・ピーエムビースタンダード(現株式会社スタンダード、BMBの連結子会社。以下同じです。)が譲り受けました。現在、BMBは、業務用通信カラオケの企画・開発・MIDIデータ作成・機器販売・機器賃貸・楽曲データの配信・保守に至るまでを一貫して行い、加えて直営によるカラオケルームの運営を行っており、当社グループのカラオケ事業の中核となって事業運営しております。

カラオケ業界におきましては、バー・スナックなどのナイト市場には個人所得の持ち直しが波及せず依然として減少傾向にありますが、カラオケルームなどのデイ市場においては、異なる業態を複合させた店舗の出店が行われるなど、新たな展開がなされております。

以上のような状況において、BMBは「uga plus」、「UGA」、「UGA neonR2」、「UGA RAKUEN(楽宴)」の「UGA」シリーズを中心に、全市場に対する積極的な商品販売に努めました。

上記施策に加え、BMBは、カラオケルーム運営において、不採算店舗の閉店と複数店舗を改装するなど既存店舗網の効率化を進め、同時に新店舗も出店し、また、当社グループの店舗事業をBMBグループで一元化して管理・運営することを目的に、当社より店舗の譲受を行いました。

また、中国市場におきましては、カラオケルーム店舗を2店舗出店し、スタイルの異なる3店舗にて成長著しい中国市場への進出の布石を完成させるとともに、機器販売事業においてもチャネル整備を進めて、拡販体制を強化してまいりました。

一方で、BMB及び当社を取り巻く市場環境は、少子高齢化や娯楽の多様化を背景として、変革の只中にあります。消費者の嗜好の多様化、及びサービス産業のグローバル化に、幅広く、かつ迅速に応える必要性が増しています。

当社は、カラオケ事業を当社の戦略的事業と位置づけ、BMBの筆頭株主としてBMBの運営をサポートしてまいりました。上述の市場環境への対応を加速すべく、当社やホテル管理用システムの開発、ホテル、病院等の自動精算機の製造・販売を行う当社連結子会社の株式会社アルメックス等とBMBとの連携を従来以上に強化するには、業務プロセスの統合による意思決定の迅速化、新商品・サービス等の共同開発体制の確立、営業拠点等の統合による、例えばカラオケを導入していただいたお客様への有線放送の商品販売等のクロスセルの一層の強化とリソースの有効活用、本社機能等の更なる合理化によるコスト削減等を進めることが必要であります。このような戦略において、当社グループのシナジー効果を最大限に発揮するには、BMBを完全子会社化し、当社グループのネットワークとノウハウ、リソースを従来以上に共有しながら活用していくことが最善と判断しました。同時に、BMBを完全子会社とすることにより、当社グループ内の資金効率を高めるとともに、一体的な財務戦略を実施することが可能になります。

本公開買付けは、BMBの株主の皆様に対して近時の市場株価よりも有利な価格にてその保有する株式の売却機会を提供するものであります。当社は、本公開買付けの買付価格である1株につき600円を第三者算定人である大和証券エスエムピー株式会社による「株式価値算定書」を参考に、BMBとの協議・交渉を経て決定いたしました。本公開買付けの買付価格である1株当たり600円は、BMBの普通株式のジャスダック証券取引所における過去3ヶ月間(平成19年3月9日から平成19年6月8日まで)の平均終値(474円。小数点以下を四捨五入。)に約26.58%(小数点以下第三位を四捨五入。)のプレミアムを加えた金額となります。

一方、BMBは当社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。以下同じ。)に該当しますが、当社とは別個に、第三者算定人であるTFPビジネスソリューション株式会社にBMBの株式価値の算定を依頼し、平成19年6月7日にBMBの株式価値に関する算定書を取得しました。そして、BMBは、その内容を参考にして、

平成19年6月11日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、決議に参加した取締役3名全員一致で、本公開買付けの諸条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、同社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っております。また、BMBは、かかる取締役会において、平成19年8月20日を基準日とする期末配当を行わない旨の決議を行っております。なお、BMBの代表取締役である加茂正治及びBMBの社外取締役である宇野康秀は当社の取締役であるため特別利害関係者として、また、BMBの取締役である寺岡博彦は当社出身者であるため、特別利害関係者に準じて、かかるBMBの取締役会決議には参加していません。

なお、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限は設定しておりません。これに対して、本公開買付けに対する応募株券等の総数が、買付予定数(13,786,400株)に満たない場合は、本公開買付けを行わない旨の条件を付しており、かかる条件が満たされない場合には、本公開買付けは不成立となります。本公開買付けが不成立となった場合の方針については、現在決定事項はございませんが、今後検討の状況に応じて取引所を通じ適時開示してまいります。

当社は、本公開買付けが成立し、かつ、BMBの発行済株式の全部を取得できなかった場合、BMBの株主総会での承認を前提として、当社を完全親会社、BMBを完全子会社とする株式交換(略式株式交換に該当し、BMBにおける株主総会承認決議を行わない場合や対価として金銭等を交付する場合がありますが、これらに限られません。)または他の方法によりBMBを完全子会社化することを予定しております(以下「本完全子会社化」といいます)。ただし、本完全子会社化の手法・対価等、詳細は現時点では未定であります。なお、BMBの株主総会において本完全子会社化の実行を目的及び内容とする議案が付議された場合、当社は当該議案に賛成する予定であります。

本完全子会社化が行われる場合、交付されることとなる株式又は金銭等の額は現段階では未定ですが、それらの額は本公開買付けの買付価格を基準として算出され、本公開買付けの買付価格に準ずる価値となる予定ですが、BMBの事業を取り巻く環境の変化、株式市場および両社の業績の変動等の影響により本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。また、本完全子会社化に際して、BMBの株主が法令の手続きに従い、BMBに対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の1株当たりの買取価格についても、本公開買付けの買付価格又は本完全子会社化によりBMBの株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本公開買付け、本完全子会社化又は本完全子会社化に際しての買取請求に係る税務上の取扱いについては、株主各位において税務の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

BMBはジャスダック証券取引所に上場していますが、本公開買付けの結果によっては、BMBの株式は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、BMBの株式は本完全子会社化が行われる場合には、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、BMBの株式はジャスダック証券取引所において取引ができなくなります。

2. 買付け等の概要

(1)対象者の概要

(平成19年2月20日現在)

商号	株式会社BMB
事業内容	カラオケ機器の企画、開発、販売、楽曲送信
設立年月日	昭和47年4月21日

本店所在地	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー																					
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 加茂 正治																					
資本金	11,638,484千円																					
大株主及び 持株比率		<table border="1"> <tr> <td>㈱USEN</td> <td>46.07%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)</td> <td>12.14%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)</td> <td>3.29%</td> </tr> <tr> <td>ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019(常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)</td> <td>1.79%</td> </tr> <tr> <td>資産管理サービス信託銀行㈱(信託A口)</td> <td>0.94%</td> </tr> <tr> <td>ビーエヌビー パリバ セキュリティーズ サービス パリス フィナマ ジャス デック フランス(常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)</td> <td>0.78%</td> </tr> <tr> <td>シージーエムエル・アイピービー カスタマー コラテラル アカウント(常任代理人 シティバンク, エヌ・エイ東京支店)</td> <td>0.77%</td> </tr> <tr> <td>クレディエットバンク エスエイ ルクセンブルジョワーズ-シリウス ファンド- ジャパン オパチュニティズ サブ ファンド(常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)</td> <td>0.70%</td> </tr> <tr> <td>メルリリンチ インターナショナル エクイティ デリバティブス(常任代理人 メルリリンチ日本証券㈱)</td> <td>0.67%</td> </tr> <tr> <td>BMB共栄会</td> <td>0.67%</td> </tr> </table>	㈱USEN	46.07%	日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	12.14%	日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	3.29%	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019(常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	1.79%	資産管理サービス信託銀行㈱(信託A口)	0.94%	ビーエヌビー パリバ セキュリティーズ サービス パリス フィナマ ジャス デック フランス(常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	0.78%	シージーエムエル・アイピービー カスタマー コラテラル アカウント(常任代理人 シティバンク, エヌ・エイ東京支店)	0.77%	クレディエットバンク エスエイ ルクセンブルジョワーズ-シリウス ファンド- ジャパン オパチュニティズ サブ ファンド(常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	0.70%	メルリリンチ インターナショナル エクイティ デリバティブス(常任代理人 メルリリンチ日本証券㈱)	0.67%	BMB共栄会	0.67%
㈱USEN	46.07%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	12.14%																					
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	3.29%																					
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019(常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	1.79%																					
資産管理サービス信託銀行㈱(信託A口)	0.94%																					
ビーエヌビー パリバ セキュリティーズ サービス パリス フィナマ ジャス デック フランス(常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	0.78%																					
シージーエムエル・アイピービー カスタマー コラテラル アカウント(常任代理人 シティバンク, エヌ・エイ東京支店)	0.77%																					
クレディエットバンク エスエイ ルクセンブルジョワーズ-シリウス ファンド- ジャパン オパチュニティズ サブ ファンド(常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	0.70%																					
メルリリンチ インターナショナル エクイティ デリバティブス(常任代理人 メルリリンチ日本証券㈱)	0.67%																					
BMB共栄会	0.67%																					
買付者と対象者の関係	資本関係	当社は、BMBの発行済株式総数の46.07% (32,961,000株)を所有しております。																				
	人的関係	当社は、BMBに対して代表取締役および社外取締役1名、社外監査役1名を派遣しています。																				
	取引関係	BMBは当社業務用カラオケ機器の企画・開発・製造・楽曲送信業務の受託をしています。																				
	関連当事者への該当状況	BMBは当社の連結子会社です。																				

(2)買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成19年6月12日(火曜日)から平成19年7月10日(火曜日)まで(21営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

証券取引法(昭和23年法律第25号 以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、BMBから公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成19年7月24日(火曜日)までとなります。

(3)買付け等の価格

普通株式 1株につき 金600円

新株予約権

- i. 平成15年6月19日開催の第31回定時株主総会及び平成15年8月8日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第一回新株予約権」といいます。)

1個につき 金1円

- ii. 平成16年6月17日開催の第32回定時株主総会及び平成15年7月21日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第二回新株予約権」といいます。)

1個につき 金1円

(4)買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

i. 普通株式

本公開買付価格である普通株式1株あたり 600 円は、第三者算定人である大和証券エスエムピーシー株式会社が提出した「株式価値算定書」を参考にして決定しました。同社はディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF 法」といいます。)及び市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。当該「株式価値算定書」によりますと、DCF 法では503円から694円、市場株価法では452円から476円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

当社は、上記の評価結果を参考にしつつ、「株式価値算定書」の株価レンジを勘案して、一株あたり株式価値の範囲を当該評価結果の市場株価法の下限値452円からDCF法の上限值694円の範囲内で検討を進めました。更に当社は、本公開買付価格の決定に際して、当該DCF法が将来予測されるキャッシュフローを事業リスクに応じた適当な割引率(期待収益率)により現在価値に還元評価する評価手法であり、財務予測の構成要素や将来のキャッシュフローの割引率など複数の前提条件(仮定)により評価結果が影響されうる性質を有していることを鑑み、また、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、対象者と協議・交渉した結果、最終的に買付価格を600円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は対象者普通株式のジャスダック証券取引所における過去3ヶ月間(平成19年3月9日から平成19年6月8日まで)の平均終値(474円、小数点以下を四捨五入。)に対して26.58%(小数点以下第三位を四捨五入。)のプレミアムを加えた金額となります。

ii. 新株予約権

平成19年6月11日現在における第一回新株予約権の1株当たりの払込金額は211円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格600円を下回っております。

平成19年6月11日現在における第二回新株予約権の1株当たりの払込金額は550円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格600円を下回っております。

しかしながら、新株予約権はBMBの取締役、監査役並びに従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権者は、権利行使時においてBMB又はBMBの子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとされ(任期満了による退任、定年による退職の場合を除く)、また、新株予約権者はBMBとの新株予約権割当契約書に基づき、新株予約権の譲渡、担保権設定、質入その他の処分及び相続は認められておりません。

そのため、当社は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、上記の通り、新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。

算定の経緯

1) 第三者算定人からの「株式価値算定書」の取得について

当社は本公開買付けの買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、BMBの株式価値に関する算定書を平成19年6月11日付けで大和証券エスエムピーシー株式会社より取得しております。

2) 「株式価値算定書」の概要について

当社が公開買付価格決定の参考とした「株式価値算定書」においては、DCF法及び市場株価法が、算定手法として採用されております。当該「株式価値算定書」によりますと、DCF法では503円から694円、市場株価法では452円から476円のレンジがBMBの1株当たりの株式価値の算定結果として示されておりました。

3) 公開買付価格の決定経緯について

当社は、上記の評価結果を参考にしつつ、「株式価値算定書」の株価レンジを勘案して、一株あたり株式価値の範囲を当該評価結果の市場株価法の下限值452円からDCF法の上限值694円の範囲内で検討を進めました。更に当社は、本公開買付価格の決定に際して、当該DCF法が将来予測されるキャッシュフローを事業リスクに応じた適当な割引率(期待収益率)により現在価値に還元評価する評価手法であり、財務予測の構成要素や将来のキャッシュフローの割引率など複数の前提条件(仮定)により評価結果が影響されうる性質を有していることを鑑み、また、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、対象者と協議・交渉した結果、最終的に買付価格を600円と決定いたしました。なお、新株予約権の買付価格についても、同取締役会において、上記「算定の基礎」の「新株予約権」において記載の理由に基づき、新株予約権1個当たり1円と決定いたしました。

4) 買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について

BMB取締役会は、別途、平成19年6月7日付けでBMBとは独立した第三者機関であるTFPビジネスソリューション株式会社より、BMBの株式につき本公開買付けが実施された場合の買付価格の妥当性を検討する際の参考資料としてBMBの株式価値に関する「株式価値評価報告書」を取得しております。BMB取締役会は、平成19年6月11日開催の取締役会において、当該「株式価値評価報告書」を参考資料として、本公開買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について当社及びBMBの財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けがBMBの企業価値向上に寄与するものであるとともに、BMBの株主に対して合理的な価格によるBMB株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

BMBの代表取締役である加茂正治及びBMBの社外取締役である宇野康秀は当社の取締役であるため特別利害関係者として、また、BMBの取締役である寺岡博彦は当社出身者であるため特別利害関係者に準じて、BMB取締役会におけるかかる決議には参加していません。

算定機関との関係

大和証券エスエムピーシーは、当社の関連当事者には該当しません。

(5)買付予定の株券等の数

株券等の種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数
株 券	13,786,400 株	- 株
新株予約権証券	- 株	- 株
新株予約権付社債券	- 株	- 株
株券等預託証券	- 株	- 株
合 計	13,786,400 株	- 株

- 注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(13,786,400株。以下「買付予定数」といいます。)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。
- 注2) BMBが保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- 注3) 本公開買付けの対象とする株券等の数の最大数(37,160,000株)(以下「最大買付株式数」といいます。)は、BMBの第36期半期報告書(提出日:平成19年5月16日)に記載された平成19年2月20日現在の発行済株式総数(71,543,129株)から当社の所有する株式数(32,961,000株)及びBMBの所有する自己株式数(1,722,129株)を控除し、平成19年2月21日以降公開買付期間末日までに、第一回新株予約権(90個)及び第二回新株予約権(210個)の行使により発行又は移転(以下「発行等」といいます。)した又は発行等される可能性のあるBMBの株式の最大数(300,000株)を加えた株式数です。
- 注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(株式会社証券保管振替機構(以下「証券保管振替機構」といいます。)に預託されている単元未満株式については、証券保管振替機構の振替制度を通じて公開買付代理人又は復代理人(後記「(11)公開買付代理人」においてそれぞれ記載されるものをいいます。)に振り替えることにより、本公開買付けへの応募が可能となるため、株券等を提出する必要はありません。)
- 注5) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行等した又は発行等されるBMBの株式についても本公開買付けの対象とします。

(6)買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における 公開買付者の所有株券等に係る 議決権の数	329,610個	(買付け等前における株券等所有割合47.01%)
買付け等前における 特別関係者 の所有株券等に係る 議決権の数	24,626個	(買付け等前における株券等所有割合3.51%)
買付予定の株券等に係る 議決権の数	137,864個	(買付け等後における株券等所有割合66.67%)
対象者の総株主の 議決権の数	69,320個	

- 注1) BMBは平成19年1月12日開催の取締役会において、平成19年2月21日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更する決議を行っております。
- 注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、BMBの第36期半期報告書(提出日:平成19年5月16日)に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等される可能性のあるBMB株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては分母を、BMBの第36期半期報告書(提出日:平成19年5月16日)に記載された平成19年2月20日現在の発行済株式総数(71,543,129株)から同日現在のBMBの自己株式数(1,722,129株)を控除した69,821,000

株に係る議決権の数(698,210個)に新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のあるBMB株式に係る議決権の数(第一回新株予約権90個及び第二回新株予約権210個の行使により発行等した又は発行等される可能性のある株式数300,000株にかかる議決権3,000個)を加えて、「対象者の総株主の議決権の数(個)」を701,210個として計算しています。

注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

注4) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となる可能性があります。なお、対象者の普通株式の最大買付株式数(37,160,000株)に係る議決権の数は371,600個です。

(7)買付代金 8,272百万円

(注) 買付代金は、買付価格(600円)で買付予定数(13,786,400株)を買付けた場合の見積額を記載しています。なお、最大買付株式数(37,160,000株)を買付けた場合の買付代金は22,296百万円になります。

(8)決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

大和証券株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

決済の開始日

平成19年7月19日(木曜日)

(注)法第27条の10第3項の規定により公開買付期間が延長された場合には、平成19年8月1日(水曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

(9)その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(13,786,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数(13,786,400株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令(昭和40年政令第321号以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びリロ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、株式の分割その他の令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但

し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付けをした公開買付代理人(復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人)の各本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日)以後速やかに、下記の方法により返還します。

- (イ) 応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)へ郵送します。
- (ロ) 公開買付代理人若しくは復代理人(又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて証券保管振替機構)により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

又、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等は、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限らない。)又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除く。)

- (10) 公開買付開始公告日
平成19年6月12日(火曜日)
- (11) 公開買付代理人
大和証券エスエムピーシー株式会社
大和証券株式会社(復代理人)
- (12) フィナンシャル・アドバイザー
大和証券エスエムピーシー株式会社
ゴールドマン・サックス証券株式会社
- (13) 本公開買付けにあたっての調達予定先(融資証明書発行者)
ゴールドマン・サックス証券株式会社
株式会社三井住友銀行

2. その他

- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容
本公開買付けについて、BMBの取締役会は賛同の意を表明しています。
- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
BMBは、平成19年6月11日開催の取締役会において、平成19年8月20日を基準日とする期末配当を行わない旨の決議を行っております。
- (3) 本公開買付けが当社の業績に与える影響
本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、精査しており、確定次第発表いたします。

以上